

令和6年2月

岩手県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

令和6年2月19日

岩手県後期高齢者医療広域連合議会

議事日程第1号

令和6年2月19日（月）

- 第1 議席の指定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 広域連合長あいさつ
- 第5 議案第1号 岩手県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例及び岩手県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第6 議案第2号 岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 第7 議案第3号 岩手県後期高齢者医療広域連合第4次広域計画の策定について
- 第8 議案第4号 令和5年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）
- 第9 議案第5号 令和5年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 第10 議案第6号 令和6年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 第11 議案第7号 令和6年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算

本日の会議に付した事件

上記日程のとおり

出席議員（29名）

1番 城内 仲悦 君
3番 照井 省三 君
7番 鈴木 努 君
9番 齊藤 正明 君

2番 出掘 満則 君
6番 東 堅市 君
8番 渡辺 義光 君
10番 中村 正志 君

11番 荒川 栄悦 君
13番 佐々木 一義 君
15番 佐藤 澄子 君
17番 山田 陽子 君
19番 今野 裕文 君
21番 神田 謙一 君
23番 姉帯 春治 君
25番 下館 岩吉 君
28番 大友 仁子 君
30番 林崎 竟次郎 君
33番 中村 勝明 君

12番 永澤 由利 君
14番 磯崎 翔太 君
16番 西田 征洋 君
18番 久保 えみ子 君
20番 真嶋 実 君
22番 佐々木 慶一 君
24番 田中 二郎 君
27番 高橋 寛寿 君
29番 関 清貴 君
31番 根水 康博 君

欠席議員（4名）

4番 安德 壽美子 君
26番 土川 昭悦 君

5番 小島 直也 君
32番 村松 信一 君

説明のため出席した者

広域連合長	山本 正徳 君	副広域連合長	鈴木 重男 君
事務局長	吉田 一彦 君	次長兼 総務課長	鎌田 伸二 君
業務課長	畠山 敬志 君	会計管理者	羽生 広則 君

職務のため出席した者

議会書記長	鎌田 伸二 君	議会書記	小林 香織 君
議会書記	佐藤 秀晃 君		

開会 午後 1時54分

◎開会及び開議の宣告

○議長（東 堅市君） それでは、これより令和6年2月岩手県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会します。

本日の出席議員は29名であります。

欠席の通告は、安徳壽美子議員、小島直也議員、土川昭悦議員、村松信一議員であります。

地方自治法第113条の規定により定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

◎諸般の報告

○議長（東 堅市君） 最初に、諸般の報告をします。

監査委員から例月出納検査の結果報告3件があります。お手元に資料を配付しておりますので、ご了承願います。

◎議席の指定

○議長（東 堅市君） これより本日の議事日程に入ります。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程第1号により進めます。

日程第1、議席の指定を行います。

新たに広域連合議会議員に1名の方が選出されましたことに伴い、議席を議長において指定します。その議席の番号及び氏名を職員に朗読させます。

鎌田書記長。

○議会書記長（鎌田伸二君） 議席番号23番、姉帯春治議員。

以上でございます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（東 堅市君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、議長において23番 姉帯春治議員、24番 田中二郎議員、2名を指名します。

◎会期の決定

○議長（東 堅市君） 日程第3、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日1日としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○議長（東 堅市君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定しました。

◎広域連合長あいさつ

○議長（東 堅市君） 日程第4、広域連合長挨拶であります。

山本広域連合長。

○広域連合長（山本正徳君） 令和6年2月岩手県後期高齢者医療広域連合議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶をさせていただきます。

1月1日、能登地方で最大震度7を記録する大きな地震が発生をいたしました。お亡くなりになられた方々のご冥福をお祈り申し上げます。被災された方々にお見舞いを申し上げます。

被災地では、今なお不自由な生活を強いられ、不安な日々が続いていることと存じます。

被災された方々の安全と、一日も早い復旧復興をお祈りをいたします。

さて、団塊の世代が75歳に到達したことにより、令和4年度以降、本県の被保険者数は大幅に増加をいたしております。令和7年度まではこの状況が続く見通しとなっております。

被保険者数の増加に加え、医療の高度化による1人当たりの医療費の増加などの影響により、医療給付費につきましても大幅な増加が見込まれております。

また、国におかれましては全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するため、出産育児一時金にかかる後期高齢者医療制度からの支援金の導入、後期高齢者負担率の引き上げを行うことといたしております。

後期高齢者を取り巻く環境が大きく変化しようとしております。当広域連合といたしましては、構成市町村や関係団体と連携を密にしながら、被保険者の皆様に日々の暮らしを安心して送っていただけるよう、後期高齢者医療制度の健全かつ安定的な運営に努めてまいります。

本日は、令和6、7年度の保険料率の改定に伴う条例の一部改正、第4次広域計画の策定及び令和6年度広域連合予算など7議案をご提案させていただきます。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げ、挨拶とさせていただきます。よろしくお願いたします。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（東 堅市君） 日程第5、議案第1号「岩手県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例及び岩手県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

吉田事務局長。

○事務局長（吉田一彦君） 議案書1ページをお開き願います。

議案第1号「岩手県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例及び岩手県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」ですが、国及び県の状況等を勘案し、一般職の職員の給料月額及び手当の額の改定等をするほか、会計年度任用職員に対し、勤勉手当を支給しようとするものであります。

以上、議案第1号につきましてご説明申し上げました。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（東 堅市君） これより議案審議を行います。

議案第1号に対する質疑に入ります。

質疑の際には、最初に質問する項目数をお知らせいただきますようお願いいたします。

なお、会議規則第43条により、質疑は同一議題について2回を超えることができないとされており、ご確認願います。

それでは、質疑の方はありませんか。

1番、城内仲悦議員。

○1番（城内仲悦君） 人事院勧告等が出て当然の改定だと思いますが、そこで先ほどの説明の、これは内容の説明あったと思うんですけども、派遣職員が21名いらっしゃる。これは市町村ごとの派遣だと思うんですが、そのほかに総務課の中に、先ほどの説明では派遣職員はいないというような説明だったと思うんですが、全体の人数と、今、この資料にありますが派遣職員人件負担金21名分と書いてありますけれども、その方々は各市町村からの派遣で21名だと思うんですが、それ以外に、今ひな壇に座っている方々のそれぞれの合わせた人数を教えてくださいのと、それから派遣職員自体は先ほどいらっしゃらないという話だったんですけども、その辺のことについてお聞かせください。

○議長（東 堅市君） 鎌田次長。

○次長兼総務課長（鎌田伸二君） 職員数についてでございますが、職員につきましては県と県内の市町からの派遣職員が合わせて21名でございます。そのほかに会計年度任用職員を7名任用してございます。

○議長（東 堅市君） 城内議員。

○1番（城内仲悦君） 会計年度職員について7人いらっしゃるということでございますけれども、今回、改定で勤勉手当が会計年度職員もつくということになっているわけでございます。ただ、全体として会計年度職員の給料が低いということが全国的に言われていますけれども、その点についての特段引上げという検討はしなかったのかどうか、人勧とかそういった決まりがあって、そこまでは検討していないということになるか、会計年度職員の給料改定について真剣に考える時期だと思うわけです。

特に、導入したときは手当が出るという話になって、よいかなど思っていましたけれども、しかし自治体では3年をめどに、また再度繰り返すと、それが保障されない状況もあるわけ

であります、当広域連合の場合はそういった決まりがあるのかどうか、会計年度職員でも3年、取りあえず長期に働くことができることなのか、お聞かせいただきたい。

というのは、やっぱり会計年度職員といえども専門性が問われていますので、そういった意味では、やっぱり3年で終わるといのは人材的にもったいないということも考えられますし、働く側からすれば、やはり長期に安定した仕事をしたいということもありますから、そういった改善方についてはどういったことでやられているのか、お聞かせください。

以上です。

○議長（東 堅市君） 鎌田次長。

○次長兼総務課長（鎌田伸二君） 1点目、会計年度任用職員の給与についてでございますが、会計年度任用職員の給与月額につきましては、常勤職員との均衡、会計年度任用職員の職務の特性を考慮し規則で定めることとしてございます。今回の給与条例の改正に合わせて会計年度任用職員の給与等に関する規則を改正し、給与月額を引き上げ、令和5年4月1日に遡及して適用することとしてございます。

規則改正の内容につきましては、盛岡市などの改定状況に準拠しているところでございます。

2点目、会計年度任用職員の任用の期間についてでございます。

会計年度任用職員は、1会計年度ごとに新たな任用として整理され、任期ごとに公募、選考を行うことを原則としてございますが、当該職員の任用期間中の人事評価の結果に基づいて、2回まで公募によらず同一の者について再度任用することが可能としてございます。

会計年度任用職員の公募、選考を行う場合でありましても、任用する回数に制限を設けておりませんので、公募、選考の結果、同じ職員が引き続き同じ職に任用されるということはありません。

○議長（東 堅市君） そのほか、質疑お持ちの方いらっしゃいますか。

久保えみ子議員。

○18番（久保えみ子君） 私もその人数をお聞きしたかったのですが、分かりませんでした。

それで、職員の中の有資格者の件なんですけれども、職種ごとに何人ずついらっしゃるのか、ずつというのは職員と会計年度職員それぞれ有資格者の職種と人数をお知らせください。

○議長（東 堅市君） 鎌田次長。

○次長兼総務課長（鎌田伸二君） 職員につきましては、特段資格を持っている職員はござい

ません。市町の一般職員が派遣されているというところでございます。

会計年度任用職員につきましては、採用に当たりまして資格を条件としているのが保健師でございます。保健師につきましては2名任用してございます。

○18番（久保えみ子君） 分かりました。

○議長（東 堅市君） そのほか質疑お持ちの方。

中村勝明議員。

○33番（中村勝明君） 大体分かりましたけれども、私も会計年度任用職員について質問してみたいわけですが、原則として2回までという答弁がなされたわけですが、でも人事評価もあって再度雇用は可能というふうにも答弁いただいたと考えておりまして、そういたしますと、つまり結論は、何年でもできるというふうに理解していいのでしょうか。田野畑の場合でも議会でこういう質疑がなされますと、いろんな意見が出るんですが、何年も何年も繰り返して必要な人は働いてもらうというふうになっておりますので、広域連合でもそうであるか、確認の意味でお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（東 堅市君） 鎌田次長。

○次長兼総務課長（鎌田伸二君） 会計年度任用職員につきましては、2回までは公募によらずに評価によって任用することができることとなってございます。そうすると都合3年間は公募によらずに任用できるということでございます。

3年が過ぎた後には公募を行いますので、その同じ職員が公募に応じた場合、当然ほかの方々も公募に応じる場合もあるんですけれども、公募に応募してきた方の中で適当な職員を選考するということになってございます。仮に同じ職員の方が公募に常に応募をしていただいて、他の方との比較の中でその方がふさわしいということで選考すれば、長期間同じ方が任用されるということはあるものでございます。

○議長（東 堅市君） 中村議員。

○33番（中村勝明君） 大方、いい答弁をいただきましたので、これでやめればいいんですが、ただ、先ほど答弁がありまして、会計年度任用職員についても給与改定があった場合は遡及をして払うというふうな答弁もなされたんですが、どうでしょうか、確認しておきたいわけですが、常勤ではなくて正規というか、会計年度任用職員以外の方々は遡及があったとしても、会計年度任用職員にも遡及が今後あり得るかどうか、お聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（東 堅市君） 鎌田次長。

○次長兼総務課長（鎌田伸二君） 先ほど、会計年度任用職員の給与については規則を改正して、本年4月1日に遡及をして適用ということでご説明をさせていただきました。今回の改正につきましては5年4月から適用になるということでございます。

○33番（中村勝明君） 分かりました。

○議長（東 堅市君） その他、質疑をお持ちの方いませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（東 堅市君） これをもって質疑を終わります。

意見はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（東 堅市君） 意見を終わります。

これより採決に入ります。

議案第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（東 堅市君） 起立全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（東 堅市君） 日程第6、議案第2号「岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

吉田事務局長。

○事務局長（吉田一彦君） 議案書7ページをお開き願います。

議案第2号「岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」であります。高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき、令和6年度及び7年度の保険料率を定めるほか、同法施行令の改正に伴い、保険料の賦課限度額を改める等、所要の規定を整備しようとするものであります。

以上、議案第2号につきましてご説明申し上げました。

よろしくご審議の上、ご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（東 堅市君） これより議案審議を行います。

議案第2号に対する質疑に入ります。

33番、中村勝明議員から通告がありましたので質疑を許します。

○33番（中村勝明君） 実は一般質問の通告ができませんでしたので、広域連合の会議規則を調べまして、発言のある場合は通告をしてというふうな規則がありましたので、それをしたら書記長さんに認められましたので、まず通告書を読み上げたいと思います。事務局にファクスで通告してあったものをそのまま1回目は読み上げたいと思います。

岩手県後期高齢者医療広域連合第4次広域計画を見ると、令和6、7年度保険料率は均等割4万3,800円で2,900円増、所得割率8.53%で1.17%の増額改定となっていると。今、全国の保険料の平均値とか広域計画にも出ておりまして、岩手県は下位のようなんですが、でも、これは私に言わせればあまり参考にならないと思っています。というのは所得等々が全然違うわけでありますから、負担額が厳しいというふうな被保険者が私は岩手県は多いんじゃないかというふうに思っておりまして、通告書に戻りますが、東北6県における新年度予算はできないと思いますので、昨年対比で保険料率がどうなっているか、通告してありましたので、まずご答弁をいただきたいと思います。

○議長（東 堅市君） 畠山業務課長。

○業務課長（畠山敬志君） お尋ねの件の令和6、7年度の岩手県を除く東北各県の保険料率につきましては、議員ご指摘のとおり各広域連合より事前に公表されている情報がないため、比較のための数値は持ち合わせておりませんし、また各県とも料率改定のための広域連合議会の開催が今月2月に集中しておりますことから、当該議決結果の公表を待たなければならない状況でございます。したがって、現行の令和4、5年度の保険料率と、その改定以前の令和2、3年度との比較を含めてご説明を申し上げたいと思います。

なお、各県ごとに現行の保険料率の均等割額及び所得割率について申し上げ、令和2、3年度からの増減について併せて申し上げます。

青森県は、均等割額4万4,400円、比較増減なし、所得割率は8.80%、0.5%の増。宮城県は、均等割額4万4,640円、2,400円増、所得割率8.62%、0.65%増。秋田県は、均等割額4万4,310円、1,210円の増、所得割率8.27%、0.11%減。山形県、均等割額4万3,100円、増減なし、所得割率8.80%、0.12%の増。福島県は、均等割額4万4,300円、1,000円増、所得割率8.48%、0.25%増。

以上となります。

○議長（東 堅市君） 中村議員。

○33番（中村勝明君） 課長さんの答弁で、岩手県は東北県内でもまあまあの割合で保険料を決めているということが明確になったと思います。ただ、私は出産育児一時金も全世代で支え合う仕組みで、その出産育児一時金も高齢者医療制度から支援金として負担をする、これはびっくりしました。全国の広域連合の事務方あるいは議会、連合長を含めて納得している人は、私は本当の気持ちはいないと思うんですよ。だって別枠で老人医療の無料を沢内村が全国で初めて無料化をやったと。しかも、そういう経緯でありますから、これは国に対してこういうやり方はまずいというふうな格好で議会と当局が一体となって、決まったことだからやむを得ないということでは諦めては駄目だと思うんです。私はこれ事務局長よりも、もっと責任のある山本管理者から答弁をいただきたいわけですが、まずどうお考えでしょうか。

○議長（東 堅市君） 山本広域連合長。

○広域連合長（山本正徳君） 当時の沢内村の経緯がありましたが、時代は変わっていると思うんです。高齢者の方々も大事です。なおかつ若い世代が子育てをするのも大事だと思います。そういう意味で、みんなで支え合う世の中というのは私は大事だというふうに思っていますので、大枠では国が全世代型でみんなで負担し合うというのは大事だというふうに思います。

ただ、所得が低い人が高齢者の中には多いわけでありますので、そういう人たちに対してはしっかり手当をしながら、高齢者でも所得が多い方々もたくさん今いますし、高齢化社会になってきていますので、働く世代が昔は60までだったんですが、70、80という時代になってきています。そういうものを考えると、これは避けて通れない時代になってきたのではないかなというふうに私は思っています。ただ、弱い立場の方たちに対してはそれなりの軽減をしていきながら、全世代でしっかりみんなで支え合うというような今は時代になってきているのではないかなというふうに思っております。

○議長（東 堅市君） 中村議員、質疑2回になっていますので、ここで中村議員の質問は打ち切らせていただきたいと思います。

それでは、質疑を続けたいと思いますけれども、質疑の際には最初に質問する項目数等をお知らせくださいますようお願いいたします。

それでは城内議員。

○1番（城内仲悦君） 制度が始まったのは2008年ですよ、2008年。そのときの公費と保険料の値上げに関わるんですけども、給付費の財源ですが公費が50%、国が4で県が1で市町村が1、5割のうちですね。それから健保や国保の費用、県からの支援金が40、加入者からの徴収が10%なんですよ。今回の提案している中身からいうと、このパーセンテージはどうなっていますか、お聞かせください。

○議長（東 堅市君） 鎌田次長。

○次長兼総務課長（鎌田伸二君） 医療費に対する公費の割合ということでございますが、当広域連合におきます保険給付費に対する公費の割合につきましては、令和4年度決算で見ますと、国・県、市町村を合わせた公費が、保険給付費が1,552億円に対して公費が813億、約52.4%、現役世代からの支援金であります後期高齢者交付金が39.2%、保険料負担金、いわゆる保険料分でございますが、これが6.9%という割合となっております。

なお、料率改定の影響につきましては、まだ決算等が出ておりませんので、おおむね4年度と同じような数字になるかなと思いますけれども、4年度はそういう状況でございます。

○議長（東 堅市君） 城内議員。

○1番（城内仲悦君） ちょっと正確な数字が出ませんね。というのは、今回2022年に10月から2割負担が導入されましたね、窓口負担2割。それで、後期高齢者医療広域連合協議会というのがありますよね。岩手県も入っていると思うんですが、この協議会が今回その2割負担が国によって強行されて実施されている中で、2割以上の負担の被保険者を増加させる制度改正は行わないという意見書、要望を国に出したんですよ。当広域連合の全国団体である後期高齢者広域連合協議会、何度か出してあります。やはりこれは政府が進めている負担増、そして制度改正によって誰が一番得をしているかということ国なんですよ。今回の改正でも、1,000億近いお金が国の負担が減っているんです。

先ほど山本連合長から時代が変わったという話がありました。確かに変わっていますが、しかし国が負担する分を削ってそれを被保険者に回していくというやり方は、やっぱりやめろという声を、この後期高齢者医療広域連合協議会を通じてでいいですから、上げるべきじゃないですか。確かに子育ても見直しが必要です。しかし、それは国がきちっとやるべきことであって、各保険の保険者に負担させるのは私は邪道だと思いますよ。そこにもこの広域連合協議会が言及しています。

私、調べてほしいんですけども、これまで併せて後期高齢者医療広域連合協議会が国に対して何度か要望書を上げております。その要望書の資料を調べてつくって配付してくださ

い。やはり黙ってでは駄目だと思います。負担が増えるわけですから。負担が増える改変をして国が負担を減らすというやり方は、やっぱり時代が変わったって邪道過ぎます。なので、ぜひその点の資料を提出していただきながら、我々もちゃんと声を上げていくと、そして、この協議会を通じて国に対してしっかりした制度をつくってくれという声を上げていかないと、もう負担もどんどん増えるばかりでございます。

私も今回勉強して気がついたのは、先ほど説明があったけれども、2年に1度、保険料を上げる仕組みですよ。全人口の高齢者の割合が増えれば増えるほど負担率が増えるというやり方、介護保険のやり方と同じじゃないですか。介護保険だって3年に1回、保険料を上げますよね。同じように政府は後期高齢者医療制度も導入してきたんだと気がつきました。ちょっと気がついたところ違ったんですけども、そういった形で2年ごとに上げるという仕組みをやっぱりやめろと、廃止すべきだという声も私は上げるべきだと思うんですが、お聞かせください。

以上です。

○議長（東 堅市君） 山本広域連合長。

○広域連合長（山本正徳君） 先ほど、中村議員への答弁で私が触れたのは、子育てに関しての負担をこちらに寄せるのはいかなるものかというので、それは違うという話をしました。国の負担に関しては、我々としても財政に関する要望書は提出しております。これは定期的に提出をしております。そして、それに対する回答も得ているんですが、なかなか財政が厳しいというような回答が来ているのも確かであります。国がもう少ししっかり対応してほしいということは、我々としても要望はしてまいりたいというふうには思います。

ただ、先ほども言ったように、出産一時金への支援というのをこちらで負担するのはいかなるものかという言い方は、ちょっとそれはいいのではないかなというふうに私は思いますので。ただ、全体として、もう少し国が責任を持って対応してもらいたいということは、常日頃から後期高齢に限らず我々が要望しておるところでございます。

○議長（東 堅市君） 吉田事務局長。

○事務局長（吉田一彦君） 先ほど、窓口負担のお話がありました。今、窓口負担は1割、2割、3割とあるわけですが、6月に私どもの上部組織の全国協議会で要望をしております。これは短期間のうちに2割負担以上の被保険者を増加させる制度改正は行わないことという話をしております。

これが出た真意ですが、財務省で1割負担をなくして全て2割以上の負担にしましょうと

いう答申があって、2割負担の導入を10月にしたばかりなのに、すぐまた負担を増やすのかということがありました。それを受けてこの要望を出したんですけれども、実際、今の国の動きを見ますと、今のところは治まって、1割、2割、3割負担ということで当面は続いていくのではないかと考えております。いずれこういうことも受けて要望しております。先ほど連合長からも国庫補助の負担金の話がありました。これについては来年度の6月にまた要望がございます。当日は厚労省の大臣等に直接要望書をお渡しするということになっておりますので、そういった場合に、国庫補助金の負担増についても引き続き要望していきたいと考えております。

○議長（東 堅市君） その他。

〔「議事進行について」の声あり〕

○議長（東 堅市君） 城内議員。

○1番（城内仲悦君） この会議での発言、質問回数2回という制限があるようでございます。

これはやはり議会運営委員会でぜひ改善してほしいんですよ。2回で終わるわけじゃないですか。質問するなということだと思えるんですよ。やっぱり資料が来てから、全協も今日やって、資料を見たら質問しろと言われたって、そう簡単に質問できませんが。

そういった意味では、この全協の後、本会議やって、本会議でやったときに3回、5回なりにできるような改善をしていただかないと議論ができないまま本会議が終わってしまうということだと私は思いますので、ぜひこれは議会運営委員会で検討いただいて回数制限を取っ払うか、そのようにしていただきたいというふうに思います。

ちなみに、久慈市議会では本会議の一般質問と代表質問も含めそうですけれども、質問回数は全然制限はありません。一問一答でやっていますので、そういった意味ではこの議会の改革も私は必要ではないかと思っておりますので、最低限2回という制限は取っ払っていただいて、十分審議ができるような本会議にしていきたいと思っておりますので、強く要請したいと思います。

以上です。

〔「議事進行賛成」の声あり〕 ←中村議員

○議長（東 堅市君） 少々お待ちください。

それではこの件に関しては議会運営委員会のほうで検討させていただくということで、進めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（東 堅市君） そのように進めさせていただきたいと思います。

それでは、続けます。

そのほか質疑お持ちの方、いらっしゃいませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（東 堅市君） これをもって質疑を終わります。

意見はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（東 堅市君） 意見を終わります。

これより採決に入ります。

議案第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（東 堅市君） 起立多数であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（東 堅市君） 日程第7、議案第3号「岩手県後期高齢者医療広域連合第4次広域計画の策定について」を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

吉田事務局長。

○事務局長（吉田一彦君） 議案書9ページをお開き願います。

議案第3号「岩手県後期高齢者医療広域連合第4次広域計画の策定について」であります
が、広域計画は地方自治法の規定により、広域行政を適切かつ円滑に行うため、広域連合の
設置に当たり作成が義務付けられており、計画の作成及び変更には議会の議決を得
ることとされております。

現行計画の期間は令和5年度までとしていることから、令和6年度からの第4次広域計画
を策定しようとするものであります。

別冊、第4次広域計画の1ページをお開き願います。

2、広域計画の項目は、広域連合規約の規定により、（1）後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び市町村が行う事務に関する事、（2）広域計画の期間及び改定に関する事の2項目について定めることとしております。

第4次広域計画においては、この2項目に加え令和6年度以降の運営に当たり、現状と課題を踏まえ、広域連合及び市町村が相互に役割を担い、連絡調整を図りながら処理する事項などについて記載しています。

別冊の13ページをお開き願います。

広域連合及び市町村においては、表に記載のとおり役割を分担するとともに、連絡調整を図りながら事務を処理することとしています。

14ページをお開き願います。

第5、計画の期間については、第3期データヘルス計画等と同様に、令和6年度から11年度までの6年間とし、整合性を図りながら事業を推進することとしています。

以上、議案第3号につきましてご説明申し上げました。よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（東 堅市君） これより議案審議を行います。

議案第3号に対する質疑に入ります。

質疑の際には、最初に質問する項目数をお知らせいただくとともに、質問項目ごとに資料等の該当ページをお知らせいただきますようお願いいたします。

質疑お持ちの方はありませんか。

城内議員。

○1番（城内仲悦君） これは5年間の計画だと思うんです、5年間ですね。17ページには、これまでの保険料の財政状況の関わりなので、保険料の引上げ状況が書いてありますが、今後における予想、また高齢者が増えていきますから、私も団塊の世代ですけれども私がピークですので、このピークが過ぎると減っていくと思うんですね、75歳以上の高齢者も。その辺の動きといいますか、それはこれに見えないんですけれども、5年間のそういった予想される保険料、あるいは予想される人数とか、その辺はどこに載っているか、ちょっと今見て見当たらないんですが教えていただきたいと思います。

○議長（東 堅市君） 鎌田次長。

○次長兼総務課長（鎌田伸二君） 今後の保険料率の見込みということでございますが、先ほど条例改正の際にもご説明しましたが、保険料率につきましては今後2年間の財政見通しに

よって保険料率を決定するということになってございますので、現時点では6、7年度の保険料率を決定したというところでございます。それ以降、確かに団塊の世代の方々が令和7年度までで全て75歳に到達しますので、それ以降は現状よりも増加する幅が少なくなるかとは思いますが、高齢者の増加は今後も続いていく見込みでございますので、その時点での財政状況を見据えて8、9年度の保険料率は決定していくということとなっております。

○議長（東 堅市君） 城内議員。

○1番（城内仲悦君） 計算できないという話です。ただ、先ほど私言いましたように、2年ごとに変わることにはなっているんですね、高齢者の人数が増えるから。その点は計算できるんじゃないですか。均等割は別でしょう。私たちの2年に1度の値上げとなる、制度上決まっていたんですね。それは計画として出せないんですか。

○議長（東 堅市君） 畠山業務課長。

○業務課長（畠山敬志君） お答えをいたしますが、被保険者数は確かに団塊の世代の伸びが急激なものが一旦緩くはなりますが、増加傾向には変わらず、ということが、2035年度をピークに岩手県では増加すると捉えられておまして、推計によりますと75歳以上の高齢者人口が25万人ほどという数値は持っております。

ただ、そのときに医療費水準だとか診療報酬改定だとか、様々保険料率に影響する部分があり、試算するのはなかなか難しいところでございますが、直近の8、9年度におきましては、やはり引き続き財源不足が生じるであろう見込みは持っておりますので、料率改定で引き続き増額になるというふうな推測は持ってはございます。持ってはございますが、この6、7年度の最終決算をもって、財政調整基金の積み上げの状況も考慮した上で、保険料率は適正に考えていき、できるだけ抑制をしていく方向性で考えてはいきたいと思っております。

○議長（東 堅市君） そのほか質疑の方。

中村議員。

○33番（中村勝明君） 第4次の6年間の計画でありますので、城内さんの先ほどの指摘にも関連があるんですが、私は2項目、発言通告を出しておまして、2点目が私が毎月取っております専門書、購読しているんですが、その中にははっきりとこれまでの国庫負担率の減ってきた推移が年度別に記されておまして、読み上げるのは省略したいですが、当局は通告してありますので、私が通告している例えば2008年度の国庫負担率、後期高齢者制度がスタートしたとき、従来、老人保健制度をスタートしたときは45%の国庫負担率だったの

が、2008年度ですら36.4、そして2020年度もずっと減ってきまして33.2%。これ、しっかりと私は当局にも分かっていただきたかったために、年度別の国庫負担の割合を通告書に書きました。当局として、岩手県の広域連合として、私が書いた通告書の国庫負担の割合が正確であるかどうか資料提供して、答弁もまずいただきたいわけですが、もし答弁ができないのであれば資料提供していただきたいわけですが、いかがでしょうか。

○議長（東 堅市君） 鎌田次長。

○次長兼総務課長（鎌田伸二君） 高齢者の医療費に対する国庫負担の割合ということでございます。議員お持ちの資料がどういったデータを使っているのか、ちょっとこちらでは把握をしてございませんが、本県の医療給付費に対する国からの負担金、具体的には療養給付費負担金、高額医療費負担金、普通調整交付金、この3つの合計額の割合を見てみますと、令和4年度決算におきましては、保険給付費が約1,552億円に対して国からの負担金などが約553億円、その割合は35.7%となっております。後期高齢者医療制度が発足しました平成20年度決算においては、その割合は35.1%であり、保険給付費に対する国からの負担金等の割合は大きな変動はないという状況でございます。

しかしながら、団塊の世代の加入により医療給付費が大幅に増加するとともに、医療保険制度改革などにより高齢者の負担が増加しておりますので、制度の持続可能で安定的な運営に必要な財政支援について、税率の国庫負担割合の増加を含めた公費負担割合の見直しについて、全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じて国に要望しているところでございます。

○33番（中村勝明君） 分かりました。

○議長（東 堅市君） そのほか、質疑をお持ちの方いらっしゃいませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（東 堅市君） これをもって質疑を終わります。

意見はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（東 堅市君） 意見を終わります。

これより採決に入ります。

議案第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（東 堅市君） 起立多数であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号及び議案第5号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（東 堅市君） 日程第8、議案第4号「令和5年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」及び日程第9、議案第5号「令和5年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」を一括議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

吉田事務局長。

○事務局長（吉田一彦君） 議案書11ページをお開き願います。

議案第4号「令和5年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」についてであります。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ158万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億390万4,000円とするものであります。

議案書12ページ、13ページをお開き願います。

別表、歳入歳出予算補正の補正額の欄等をご覧願います。また、別冊の令和5年度岩手県後期高齢者医療広域連合補正予算に関する説明書の1ページからの一般会計補正予算（第2号）に関する説明書をご覧いただきたいと存じます。

歳出の2款総務費で派遣職員人件費負担金が減額となることなどにより、所要額の補正を行うものであります。

次に、議案書15ページをお開き願います。

議案第5号「令和5年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17億4,183万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,661億8,367万5,000円とするものであります。

議案書16ページ、17ページをお開き願います。

別表、歳入歳出予算補正の補正額の欄等をご覧願います。また、別冊の説明書の15ページからの後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）に関する説明書をご覧いただきたいと存じます。

歳入は、1款市町村支出金で4億3,733万9,000円の減額、2款国庫支出金で14億6,502万

8,000円の増額、3款県支出金で3億2,074万7,000円の増額、4款支払基金交付金で3億1,394万円の増額が主なものとなっております。

歳出は、1款総務費で1億4,567万1,000円の減額、2款保険給付費で21億3,444万1,000円の増額、5款保健事業費で2億4,696万円の減額が主なものとなっております。

以上、議案第4号及び議案第5号につきましてご説明申し上げました。よろしくご審議の上、ご賛同を賜りようお願い申し上げます。

○議長（東 堅市君） これより議案審議を行います。

初めに、議案第4号「一般会計補正予算」に対する質疑に入ります。

質疑の際には、最初に質問する項目数、お知らせいただくとともに、質問項目ごとに資料等の該当ページをお知らせいただきますようお願いいたします。

質疑の方いらっしゃいますか。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（東 堅市君） これをもって質疑を終わります。

意見はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（東 堅市君） 意見を終わります。

これより採決に入ります。

議案第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（東 堅市君） 起立全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号「特別会計補正予算」に対する質疑に入ります。

質疑の方はありますか。

城内議員。

○1番（城内仲悦君） 歳出の基金積立金が2万2,000円の補正で、決算では、この7万3,000円になっていますが、先ほどの説明の中で、保険料の負担を減らすために10億の基金を使うというような方針が話されたんですけども、この基金残高というのは先ほど10億の話でありましたが、幾ら今現在、基金残高になっているのでしょうか。この補正時点で分かるのか、どこかの時点でいいんですけども、お聞かせください。

○議長（東 堅市君） 鎌田次長。

○次長兼総務課長（鎌田伸二君） 財政調整基金の残高でございますが、令和4年末時点の残高が約55億円でございます。そのうち今年度、収支の不均衡を緩和するために約12億円取り崩す予定としてございます。差引き、令和5年度末におきましては約42億円程度の残高となる見込みでございます。

○議長（東 堅市君） そのほか質疑をお持ちの方いませんか。

19番、今野裕文議員。

○19番（今野裕文君） 今野です。

ちょっと教えていただきたいんですが、28ページ、29ページに保健事業費で減額が出ております。この点について事業をちょっと紹介していただきたいなと思います。いずれ保健事業と介護予防を一体的に進めるという年度当初の説明があったように思うんですけども、大きい減額なので、その事業を教えていただきたいと思います。

○議長（東 堅市君） 畠山業務課長。

○業務課長（畠山敬志君） 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の部分で、10億5,000万ほどの減となった内容ということですが、当初予算では29市町村が一体的実施に取り組み、さらに各市町村における日常生活圏域数、いわゆる取組の対象となる圏域の数を把握した上で、最大限、国から補助金としてもらえる金額相当を数字として積み上げたものを当初予算に計上しておりました。それが24市町村で取り組む数字が、現実としては23市町村に1町減った経緯がございます。また、日常生活圏域数でいきますと78を予定しておりましたが、実際に取り組んだのが74か所ということになってございます。

それぞれ各市町村には企画調整を行う専門職として上限580万円の補助枠があります。さらに、その圏域数に対して地域担当としての人件費が上限1か所当たり350万という数字がございます。その他経費として、同じく50万プラス圏域数の金額になってございます。そのトータルが合計で約5億円ほどの予算要求はしてございました。

結果として実績見込みとしては、先ほど申し上げましたが23に1減ったことと、圏域数が78から74に減ったこと、それぞれ上限枠の見込みまで達しなかった部分があるということから、数自体はそんなに減少はしていないんですけども、実績として交付対象になるのが各市町村の企画調整の部分で580万という上限に対して、満額で交付予定が16市町ありまして全体の79%ほどになってございます。日常圏域数の地域担当の部分に関しましては、満額が5市町村にとどまりまして。金額的には31%の執行見込みになってございます。

同様に、その他経費50万の部分については7市町が満額なんですけど、全体としては40%ほどの執行見込みということで、先ほどの5億円の当初に比べると合計で51%ほどの執行見込みというようなところになってございます。

予算要求の段階で最大限、制限なく取組ができる環境はつくってはあったのですが、実績としてはそのようになってございます。

○議長（東 堅市君） そのほか質疑をお持ちの方いらっしゃいますか。

今野裕文議員。

○19番（今野裕文君） 19番です。

結果とすれば半分だったということのようなんですけれども、私どもいただいたデータヘルス計画かなんかにそのデータは載っているということですか。もしあれば詳細のデータ、後でいただければと思いますが、確認をお願いします。

○議長（東 堅市君） 畠山業務課長。

○業務課長（畠山敬志君） データヘルス計画の部分に、本編資料編の中には、この一体的実施の金額的な部分については数値としては載ってございません。ただ、取組をしている市町村の数ということで、来年度、令和6年度には33市町村、全市町村が取り組む予定となっているという状況でございます。その中で、やはり全各市町村の日常生活圏域数というエリアの部分の取組については、できるだけ多くの圏域で取り組んでいただきたいのですが、やはり市町村も限られた人員の中でどの程度取り組めるかというところは、広域連合としてもなるべくフォローとか相談に乗っていきながら、その圏域数も増やしていきたいし、それから国からお金が来るので、それを有効活用していただけるようにしてまいりたいと思いますので、金額の数字につきましては後ほど決算が終わった段階ではお示しはできると思いますけれども、その際にはご準備をしたいなというふうに思っております。

○19番（今野裕文君） 了解。

○議長（東 堅市君） そのほか質疑ありませんか。

〔「関連」の声あり〕

○議長（東 堅市君） 城内議員。

○1番（城内仲悦君） 今の件ですね、実は歯科健診が市町村によってばらつきがあったというのを前の答弁で聞いたことあるんですけども、この内容は私たち議員では持っていないんですよ。どういう内容で、どういったことが市町村でできるのかというのは、私たちに情報ない。その情報があれば、私たちはそれぞれの市町村の議員ですから、担当課と一旦話も

できるし、そういった細やかな対応ができると思うんですね。

さっき満額こうだとかという話をしましたが、どういうイメージがあって、それが市町村がこうすればできるんだということを我々議員も分かるような資料を提示していただいて、そうでないと、かえって市議会の中でも一般質問でも取り上げたりすることができますから、そういった連携ができるような資料を我々にも提示していただきたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（東 堅市君） 畠山業務課長。

○業務課長（畠山敬志君） こちらの歯科健診のお話ありがとうございましたけれども、やはりこういった事業をこのようにしていると、まだまだこれを伸ばしていかなきゃならないという部分につきましては、データヘルス計画を本日お配りしてございますけれども、1点だけご説明をしたいと思いますが、もしお手元にデータヘルス計画があればお開きいただきたいんですが、本編の18ページ、先ほどお開きいただいたところになります。18ページになります。

18ページの目標の数値を評価指標、書かれてございます。健診受診率、一番上の下に歯科健診実施市町村数というのがありまして、岩手広域におきましては全市町村とこの歯科健診については実施をしておるところですが、やはり歯科健診の受診率、その下3段目になりますけれども、パーセンテージとしては低いという数字を持ってございます。これを伸ばしていきたいなという部分は考えてございますので、データヘルス計画のほうには目標設定としてさせていただいておるところでございます。

こういった取組が市町村でできるか、必要かという部分の情報提供につきましては、議員のご指摘のとおり、あらゆる機会を捉えて情報提供していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（東 堅市君） そのほか質疑をお持ちの方いませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（東 堅市君） それでは、これをもって質疑を終わります。

意見はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（東 堅市君） これより採決に入ります。

議案第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（東 堅市君） 起立全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号及び議案第7号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（東 堅市君） 日程第10、議案第6号「令和6年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」及び日程第11、議案第7号「令和6年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」を一括議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

吉田事務局長。

○事務局長（吉田一彦君） 議案書19ページをお開き願います。

議案第6号「令和6年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」についてですが、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,790万3,000円とするものであります。

議案書20ページ、21ページをお開き願います。

別表、歳入歳出予算をご覧ください。また、別冊の令和6年度岩手県後期高齢者医療広域連合予算に関する説明書の1ページからの一般会計予算に関する説明書をご覧くださいと存じます。

詳細につきましては、総務課長から説明いたします。

○議長（東 堅市君） 鎌田総務課長。

○次長兼総務課長（鎌田伸二君） まず、歳入についてでございます。

説明書の6ページ、7ページをご覧ください。

1款1項1目市町村負担金2億860万2,000円は、派遣職員の人件費及び事務経費などに充てるための市町村の負担金でございます。

派遣職員21名の人件費につきましては、全市町村が負担金として負担しており、広域連合は時間外勤務手当や通勤手当などを支給しております。また、派遣元の市町は給料や期末勤勉手当などを支給しており、その費用は広域連合から派遣元の市町に対し、派遣職員人件費負担金として支出をしております。

6款1項1目基金繰入金906万円は、令和4年度の決算剰余金を令和5年度に財政調整基金に積み立てていたものを令和6年度に取り崩すものでございます。

8 ページ、9 ページをご覧ください。

8 款 2 項 3 目雑入23万8,000円は、広域連合で借り上げしている職員住宅の使用料の一部を職員が負担しているものなどでございます。

次に、歳出でございます。

10ページ、11ページをご覧ください。

1 款 1 項 1 目議会費176万1,000円は、議会運営に係る経費でございます。

2 款 1 項 1 目一般管理費 2 億1,494万1,000円は、広域連合事務局の運営に関する経費でございます。主なものは、時間外勤務手当や通勤手当などの職員手当や派遣元の市町に対する派遣職員人件費負担金、金融機関宛ての振込手数料などの事務経費でございます。

以上で一般会計に関する説明を終わります。

○議長（東 堅市君） 吉田事務局長。

○事務局長（吉田一彦君） 次に、議案書23ページをお開き願います。

議案第7号「令和6年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」についてであります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,678億8,793万円とするものであります。

また、一時借入金の借入れの最高額は100億円とすることとし、歳出、2款保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合に、同一款内で各項間の流用ができるよう定めるものであります。

議案書24ページ、25ページをお開き願います。

別表、歳入歳出予算をご覧ください。また、別冊の説明書の19ページからの後期高齢者医療特別会計予算に関する説明書をご覧いただきたいと存じます。

詳細につきましては、業務課長から説明いたします。

○議長（東 堅市君） 畠山業務課長。

○業務課長（畠山敬志君） まず、歳入についてでございますが、説明書の24ページをお開き願います。

24ページから29ページにかけて記載しております。

1 款市町村支出金、1 項市町村負担金は、28ページの計の欄に303億526万6,000円であり、24ページの1目事務費負担金は、事務的共通経費に係る市町村の負担金でございます。2目保険料等負担金は、被保険者から市町村に納付いただいた保険料などでございます。26ページの3目療養給付費負担金は、歳出の2款保険給付費の12分の1相当額の市町村負

担金でございます。

再び28ページをご覧ください。

28ページから31ページにかけて記載しております2款国庫支出金、1項国庫負担金407億1,754万3,000円ではありますが、保険給付費の12分の3相当額の療養給付費負担金などがございます。

2項国庫補助金169億4,050万8,000円ではありますが、保険給付費や所得係数等で算定される調整交付金でございます。

30ページ、31ページをご覧ください。

3款県支出金、1項県負担金141億6,432万5,000円ではありますが、保険給付費の12分の1相当額の県負担金などがございます。

2項財政安定化基金支出金4億5,000万円ではありますが、保険料率の増加の抑制を図るための交付金でございます。

4款支払基金交付金642億4,300万5,000円ではありますが、保険給付費の10分の4相当額に当たる現役世代からの支援金でございます。

5款特別高額療養費共同事業交付金7,086万3,000円ではありますが、著しく高額な医療費が発生した際の財政影響を緩和するための交付金で、全国の広域連合からの拠出により国民健康保険中央会がこの共同事業を実施しているものでございます。

32ページ、33ページをご覧ください。

6款財産収入7万1,000円ではありますが、後期高齢者医療財政調整基金運用利子でございます。

8款繰入金8億4,805万7,000円ではありますが、保険料の負担軽減等に充当する後期高齢者医療財政調整基金からの繰入金でございます。

34ページ、35ページをご覧ください。

11款諸収入、3項雑入1億3,980万7,000円ではありますが、第三者行為に係る損害賠償金や返納金などがございます。

次に、歳出でございますが、36ページ、37ページをご覧ください。

1款総務費、1項総務管理費4億9,514万9,000円ではありますが、一般管理事務経費のほか、医療費適正化事業、被保険者証等作成事業、標準システム管理事務、制度周知に係る広報事業に要する経費でございます。

2項賦課徴収費61万7,000円ではありますが、保険料賦課に関する情報の作成委託料などで

ございます。

38ページ、39ページをご覧ください。

2款保険給付費、1項療養諸費1,568億9,959万4,000円ではありますが、療養給付費及び訪問看護療養費のほか、県国保連合会に支払う審査支払手数料でございます。

2項高額療養諸費85億182万1,000円ではありますが、高額療養費及び高額介護合算療養費でございます。

3項その他医療給付費5億95万円ではありますが、葬祭費及び傷病手当金でございます。

40ページ、41ページをご覧ください。

3款県財政安定化基金拠出金6,842万7,000円ではありますが、広域連合の財政運営の安定化を図るため、療養給付費の増加などのリスクに備え、県に設置されている財政安定化基金に積み立てるものでございます。

4款特別高額医療費共同事業拠出金1億664万2,000円ではありますが、国民健康保険中央会が実施をする同事業に拠出するものでございます。

5款支払基金拠出金1億5,047万2,000円ではありますが、制度改正により令和6年度から新たに納付義務が生じた出産育児支援金について拠出をするものでございます。

40ページから43ページにかけて記載しております6款保健事業費11億1,245万2,000円ではありますが、健康診査事業、保健事業と看護予防の一体的な実施に係る委託料、長寿健康保持増進事業費補助金などがございます。

42ページ、43ページをご覧ください。

7款基金積立金9万5,000円ではありますが、後期高齢者医療財政調整基金から生じる運用利子収入を基金に積み立てるものでございます。

8款公債費71万円ではありますが、一時借入金の利子でございます。

42ページから45ページにかけて記載しております9款諸支出金4,100万1,000円ではありますが、保険料還付金及び還付加算金などがございます。

以上で特別会計予算の説明を終わります。

○議長（東 堅市君） 吉田事務局長。

○事務局長（吉田一彦君） 以上、議案第6号及び議案第7号につきましてご説明申し上げます。よろしくご審議の上、ご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（東 堅市君） これより議案審議を行います。

初めに、議案第6号「一般会計予算」に対する質疑に入ります。

質疑の際には、最初に質問する項目数をお知らせいただくとともに、質問項目ごとに資料等の該当ページをお知らせくださいますようお願いいたします。

質疑の方、挙手をお願いします。

城内議員。

○1番（城内仲悦君） 先ほどの答弁で、会計年度職員7人ということでしたが、会計年度職員の給料は一般会計で見るのか、ちょっとそういう会計年度職員用というのは見えないので、どこで措置しているのか、あるいは次の第6号ですか、次の議案で予算措置をするか、ちょっとお聞かせください。

○議長（東 堅市君） 鎌田次長。

○次長兼総務課長（鎌田伸二君） 会計年度任用職員の給与でございますが、一般会計から7人のうち1人分、特別会計から6人分を支出をしてございます。

一般会計につきましては予算に関する説明書の11ページをご覧いただきたいと思いますが、こちらの2款1項1目一般管理費の一番右側に、説明というふうにちょっと細かく記載してございます。この上から3つ目に総務事務とございまして、その下に主任行政専門員報酬等ということで415万5,000円計上してございますが、これが一般会計から支出をしております会計年度任用職員の給与というか報酬というふうに言っておりますが、報酬の予算でございます。

以上でございます。

○議長（東 堅市君） そのほか、質疑お持ちの方ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（東 堅市君） これをもって質疑を終わります。

意見はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（東 堅市君） 意見を終わります。

これより採決に入ります。

議案第6号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（東 堅市君） 起立全員であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号「特別会計予算」に対する質疑に入ります。

質疑の際には、最初に質問する項目数をお知らせいただくとともに、質問項目ごとにページ等をお知らせいただきますようお願いいたします。

質問の方、挙手をお願いします。

25番、下館議員。

○25番（下館岩吉君） 洋野町の下館でございます。

38ページの説明のところで葬祭費と5億円近いものが載っていますが、この内容、人数分なのか、あるいはどうして葬祭にこれだけ金をかけているのかを説明してください。

○議長（東 堅市君） 畠山業務課長。

○業務課長（畠山敬志君） 葬祭費につきましては、1人当たり葬祭を行った方に対して3万円を給付をしております。見込みの数字が3万円で割った人数となりまして、昨年度、令和4年度におきまして亡くなる方が結構、年度後半に多かったという部分もございましたし、今年度も被保数の増加も若干の影響があらうかと思いますが、これだけ亡くなる方が多い状況から、年間で1万6,600人ほどの数字で計上をしているものでございます。

○議長（東 堅市君） 下館議員。

○25番（下館岩吉君） 別に字句はどうでもいいんですけども、葬祭費というのはちょっとしっくりしませんね。弔慰金とかそういったものに置き換えることはできないですか。これは葬祭をやったわけではないでしょう。そういったことで弔慰金のようなものを出しているかと思ってお尋ねしたんですが、同じような意味ですけども、葬祭を後期高齢者医療広域連合がやっているわけじゃないんですから、これもおかしな話だなと思って今質問させていただきまして、もう1点、高額介護合算療養費、これも説明してください。その説明というか、この字句に自分で説明ができていませんので。

○議長（東 堅市君） 畠山業務課長。

○業務課長（畠山敬志君） 高額介護合算療養費につきましては、後期高齢者の方が医療でかかる部分と介護のサービスを受ける部分と、それを合わせた負担が一定の金額に達する場合は、それ以上の部分について高額療養費として介護は介護、後期高齢者の医療は医療として、それぞれ案分した形で高額療養費でお戻しをするという制度になっているものでございます。

○25番（下館岩吉君） 分かりました。

○議長（東 堅市君） そのほか質疑お持ちの方。

城内議員。

○1番（城内仲悦君） 久慈の城内でございます。

これは8款、基金繰入金ですが8億4,805万7,000円という計上になっております。保険料等を値上げをされたときに15億円というふうな説明があったんですよね。先ほど、令和4年度で50億ちょっとあったのが12億引いて、令和5年度末で43億という話ございました。何で12億で抑えたんですか。もっと入れて値上げを抑えるというようなことを考えなかったんでしょうか。8億しかこの基金に入っていないかもしれませんが、どういうことなのでしょう、先ほどの説明とちょっと合わないなというふうに思うんですが、まずそれが1つ。

それから、補正のところ質疑あったところですけども、保健の関係の歳出でございますので、保健事業ですよ、保健事業、6款。健康診査事業補助金が4億3,550万4,000円ですね。それから、介護保険事業と介護予防の一体的実施事業業務委託料が5億9,700万なんですね。この辺が予定どおりいかないと補正予算でマイナス計上しなきゃならないということになっているんですが、この内容についてお聞かせください。

以上です。

○議長（東 堅市君） 鎌田次長。

○次長兼総務課長（鎌田伸二君） 財政調整基金を保険料率の上昇抑制に、もっと使ったほうがいいのではないかとご質問でございますが、財政調整基金につきましては増加抑制に使うことだけが目的ではなくて、毎年度の財政運営の中で予定よりも保険給付費が伸びた場合ですとか、保険料が想定よりも集まらなかった場合などにこの基金を活用することとしてございます。

また、今後、先ほどから説明してございますが、令和8、9年度以降におきましても保険料率の上昇が想定されるということもございまして、そのために増加抑制に使うということも想定しまして、6年度、7年度につきましては15億円を活用するということにしております。

○議長（東 堅市君） 畠山業務課長。

○業務課長（畠山敬志君） 健診の補助金と一体的実施の委託料の金額についてでございますが、データヘルス計画で健診の受診率の目標を定めてございます。その目標に達するための金額として人数を割り出しまして、それに対する補助金額が4億3,500万というふうな数字で予算計上をしているところでございます。

一方、一体的実施の部分につきましては、先ほど申し上げましたとおり33市町村が来年度から取り組むということで、圏域数とすれば88圏域というふうに考えてございまして、それ

の先ほどの国からの企画調整担当の上限額、あるいは圏域の地域担当の上限額、その他経費の分、それぞれ満額の金額で当初予算は組んでございまして、その範囲内で最大限市町村には取組をしていただくように、こちらとしても努力をしてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（東 堅市君） そのほか質疑お持ちの方。城内議員。

○1番（城内仲悦君） 確かにその理由、理屈からいえば、そういった療養費が多くなったとか、保険料を難儀して何とかといいますけれども、実際は起きていないんですよ、なかなか。だから私、幾ら財政調整基金があれば良いかという、今までの経験を踏まえて、もう少し絞ったものを保険料の値上げを抑えるという方向に、もう少し私は使うべきだと思います。

2008年からずっとこの事業をやってきて、今説明あった問題が起きて基金を使ったというのは、あまりないでしょうよ。あまり聞きません。理屈はそういうふうになります。だから最小限あればいいんだというその辺は、もうちょっと負担を減らすところに基金の活用をしていただきたいなと思いますので、ぜひこれは検討していただきたいなと思いますし、これは意見として申し上げておきます。

以上です。

○議長（東 堅市君） そのほか質疑お持ちの方ございますか。

久保えみ子議員。

○18番（久保えみ子君） 会計年度職員のその給料のことですけれども、先ほど一般会計のほうで主任行政専門員報酬等のところが会計任用職員1人分がここから出ているということですね。そして、今のこっちの特別会計のほうは、どこが会計年度職員の給料で、その金額については先ほど保健師さんが2名いると言いましたけれども、同じ金額でしょうか、全員6人が。

○議長（東 堅市君） 鎌田次長。

○次長兼総務課長（鎌田伸二君） 会計年度任用職員の報酬についてでございますが、特別会計から6名分、支出をしております。具体的には説明書の36ページ、37ページをご覧くださいと思います。

一般管理費のこちらにも右側に説明がございます。一般管理事務のその下に事務補助員報酬等ということで592万7,000円、これ2名分でございます。ただ、これは報酬に加えて期末手当、勤勉手当、あと共済費も含めた金額でございます。

その下、中ほどにあります医療費適正化事業（単独）という項目がございますが、その下

に診療報酬明細書点検専門員報酬等ということで、こちらも2名分でございます。619万7,000円、これが2名分でございます。

最後、保健師の分でございますが、これについてはちょっと飛んでいただいて、42ページ、43ページでございます。6款保健事業費の中でこちらは支出をしてございます。

同じく一番上の表でございます。説明、長寿・健康保持増進事業費の中に主任保健指導専門員報酬等ということで、2名分で839万7,000円でございます。

保健師につきましては専門職ということもございまして、給料月額高くなっておりますので、先ほど説明した会計年度任用職員よりも報酬が高くなっているという状況でございます。

○議長（東 堅市君） そのほか質疑の方いませんか。

中村議員。

○33番（中村勝明君） 細かいことをただしてみたいわけですが、予算書を見れば特別会計、小さいことなんです、37ページ、制度周知広報委託料、一般管理費で計上になっております、197万9,000円。去年もこういう質疑をしたわけなんです、恐らくこれはマイナ保険証を国からの要請で広域連合ごとに挙げて周知するという予算だと思うんですが、197万円でどんなことをするのでしょうか。

○議長（東 堅市君） 畠山業務課長。

○業務課長（畠山敬志君） お答えいたします。

こちらの197万9,000円の中に2つほどございますけれども、1つは被保険者証の来年度の年次更新、7月ですけれども、その際、毎年恒例ですけれども県内の地方紙のほうに新聞広告を掲載してございます。更新時期ですよというお知らせと併せて、今回の保険料率改定の周知も入れ込む内容となっております。その新聞広告の部分がほぼ占めてございますし、一部、新たに加入される方への制度周知用の小冊子というものを市町村窓口で配架をしております、3万8,000部ほど、それをつくるということで2点ございます。

以上です。

○議長（東 堅市君） 中村議員。

○33番（中村勝明君） 今の説明ですと、国が進めるマイナ保険証を奨励するというものではないですか。

○議長（東 堅市君） 畠山業務課長。

○業務課長（畠山敬志君） お答えをいたします。

今お話しした2点は、メインの部分は先ほどの説明のとおりですけれども、ご指摘のマイナ保険証の利用促進に関する部分について、制度小冊子には新たにページを追加することを予定してございますし、年次更新の際にも機会あるごとにマイナ保険証の利用促進を図る意味で、そういった趣旨を含めて新聞広告をすることで予定はしてございます。

○議長（東 堅市君） そのほか質疑お持ちの方はいませんか。

○33番（中村勝明君） これとは別にもう一回。

○議長（東 堅市君） 中村議員さんは2回されていますので終了となります。

○33番（中村勝明君） じゃ、いいです。

○議長（東 堅市君） それでは、これをもちまして質疑のほうは終わることにさせていただきます。

意見はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（東 堅市君） これより採決に入ります。

議案第7号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（東 堅市君） 起立多数であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（東 堅市君） 以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって今期定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 3時49分

岩手県後期高齢者医療広域連合議会

議 長 東 堅 市

署 名 議 員 姉 帯 春 治

署 名 議 員 田 中 二 郎